

令和5年度（2023年度）児童生徒の問題行動等に関する 真庭市の状況について

1 概要

■調査対象期間■

令和5年度間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

■調査対象■

真庭市立小学校・中学校（令和5年5月1日現在）

学校種別	学校数（校）	児童生徒数（人）
小学校	20	1,987
中学校	6	1,063

2 いじめについて

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とします。発生場所は学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった児童生徒の立場に立って考えます。

いじめは見つけようとしなければ見つからない。いじめ問題において目指すべきは、「いじめゼロ」ではなく、「いじめ見逃しゼロ」である。そのため、いじめの認知件数が多い学校は、いじめを初期の段階のものも含めて積極的に認知し、いじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っている学校であると考えられています。

つまり、いじめの認知件数の増加は、教職員の意識の変化に基づくものであるため、いじめの発生件数の減少につながると期待されています。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが解消したと判断するには、次の2つの要件が満たされる必要があります。

- ①いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3カ月以上）継続して止んでいること。
- ②いじめられている児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

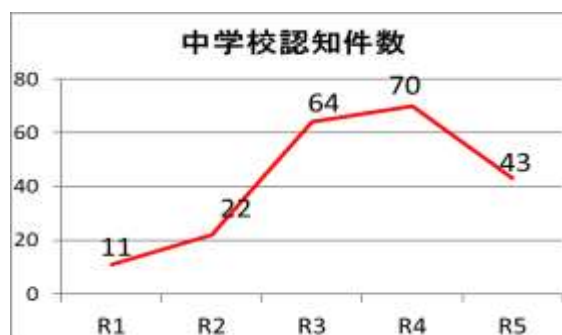
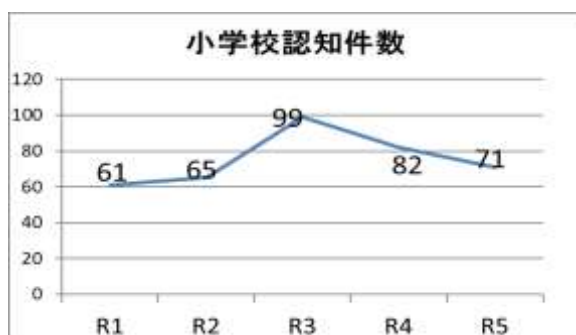
それ以外にも状況に応じて他の事情も勘案しながら判断し、本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを確認します。そして、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。そのため、いじめの行為が止んでいる場合でも「解消」とせず、年度をまたいで「見守りを継続」していたり、小学校から中学校へと引き継いで「見守りを継続」していたりする場合があります。

○ いじめの認知について

小学校				
年度	認知件数	1000人あたりの認知件数		
	真庭市	全国	岡山県	真庭市
令和3年度	99	79.9	42.3	48.3
令和4年度	82	89.1		40.5
令和5年度	71	96.5		35.7
中学校				
年度	認知件数	1000人あたりの認知件数		
	真庭市	全国	岡山県	真庭市
令和3年度	64	30.0	30.6	58.0
令和4年度	70	34.3		64.6
令和5年度	43	38.1		40.5

※R4年度 R5年度 岡山県の小・中学校ごとの結果は公表されていません。

○ いじめ認知件数の推移



■真庭市では、R5年度小学校・中学校ともにいじめ認知が減少しました。いじめ認知の減少を肯定的に捉えることもできますが、見逃している事案はないかという視点も大切にし、目指すのは「いじめゼロ」ではなく「いじめ見逃しゼロ」であることを繰り返し確認しています。引き続き、いじめ防止対策推進法の定義に基づき、軽微なものでも積極的に認知し早期対応へとつなげていきます。また、令和5年度に認知したいじめについては、令和6年度10月時点で小学校97%、中学校91%が解消しています。見守りを続けている事案も継続して丁寧に見守り・確認を行い解消へとつなげていきます。

■いじめの認知については、学校間や教員間でまだまだ意識の差がみられるため、その差を埋めることができるよう、「いじめの認知=子どものつらさに寄り添うこと」「いじめの積極的な認知=深刻化の防止」という認識を改めて学校に周知し、今後も研修を継続していきます。特に学校として「過誤や瑕疵はないか」という視点を持ち、児童生徒の観察や調査、面談等からの確な実態把握ができる校内体制づくりに努めます。

■また、児童生徒に丁寧に寄り添うことはもちろん、保護者との連携も大切にし、未然防止や早期発見・早期対応につなげます。

3 暴力行為について

○ 暴力行為の定義（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

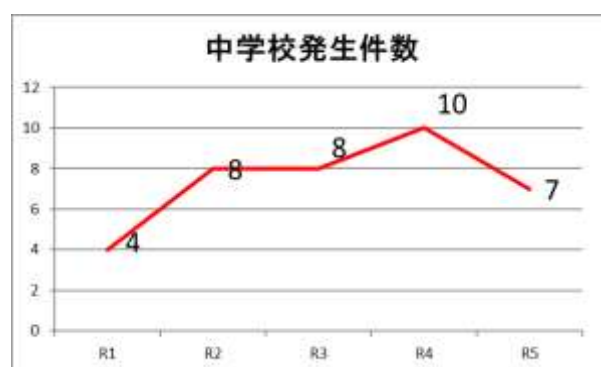
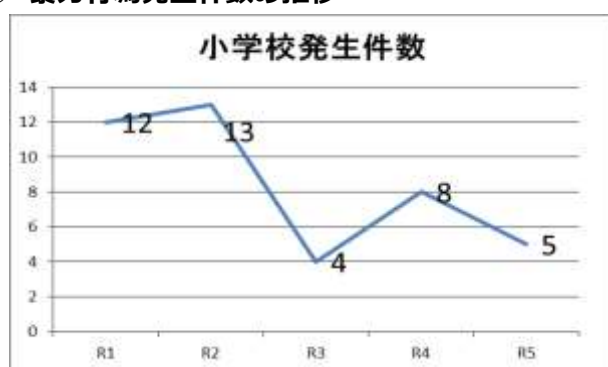
「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」を

いい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4形態に分けます。

暴力行為の状況（真庭市）

	対教師暴力			生徒間暴力			対人暴力			器物損壊			R5年度 暴力発生 件数合計
	小	中	計	小	中	計	小	中	計	小	中	計	小
R3	0	1	1	3	7	10	0	0	0	1	0	1	5
R4	0	1	1	8	8	16	0	0	0	0	1	1	中
R5	0	1	1	5	6	11	0	0	0	0	0	0	7

○ 暴力行為発生件数の推移



○ 1,000人当たりの暴力行為発生件数（発生件数÷在籍児童（生徒）数×1,000）

	1,000人当たりの発生件数			
	年度	岡山県	全国	真庭市
小学校	令和3年度	5.0	7.7	2.0
	令和4年度	5.1	9.9	4.0
	令和5年度	6.4	11.5	2.0
中学校	令和3年度	8.6	7.5	7.2
	令和4年度	8.5	9.2	9.2
	令和5年度	10.5	10.4	6.5

■真庭市では、R5年度小学校・中学校ともに暴力行為が減少しました。発生した事案は、未熟さ故に友達に暴力を振るってしまうというケースが中心で、学級の荒れ、学校の荒れが常態化して暴力行為が見られることはありません。言葉足らずや経験不足で起こってしまうケースがほとんどです。カットとなっても暴力につながらないよう、ソーシャルスキルトレーニングなど、個々の成長を支援することを行っていきます。

■落ち着いた学習環境づくりは、学校教育の基盤であり、ルールの徹底、親和的な集団づくり、人権意識の高揚等の指導充実に引き続き努めます。

4 長期欠席・不登校について

○ 理由別長期欠席者数の定義（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

令和6年3月31日現在の在学者のうち、令和5年度間に連続又は断続して30日以上欠席（出席停止・忌引き等の日数も含む）した児童生徒数。

「病気」：本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合を含む。）

「経済的理由」：家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。

「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒本人が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。（「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

「その他」：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席している者。（具体例：保護者の教育に関する考え方、無理解、外国での長期滞在者など）

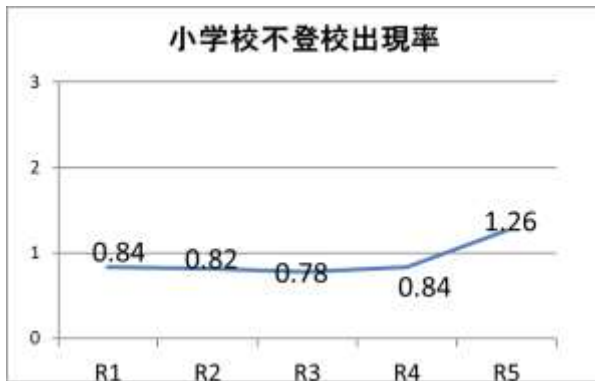
○ 長期欠席・不登校状況

区分	在籍児童 生徒数	理由別長期欠席者数								計
		病気	経済的理由	不登校			その他			
				うち、50日 以上欠席して いる者	うち、90日 以上欠席して いる者	うち、出席日 数が0日の者				
小学校	1,987	30	0	25	21	13	0	5	0	60
中学校	1,063	41	0	67	51	37	0	3	0	111
計	3,050	71	0	92	72	50	0	8	0	171

○ 1,000人当たりの不登校児童生徒数

	1,000人当たりの不登校児童生徒数			
	年度	岡山県	全国	真庭市
小学校	令和3年度	11.7	13.0	7.8
	令和4年度	14.4	17.0	8.4
	令和5年度	17.9	21.4	12.6
中学校	令和3年度	38.8	50.0	46.2
	令和4年度	44.8	59.8	48.8
	令和5年度	49.2	67.1	63.0

○ 不登校出現率の推移



- 全国的に増加の一途をたどっている長期欠席・不登校ですが、真庭市でも大きな課題であると捉え、長期欠席・不登校対策に取り組んでいます。R5年度の真庭市は、長期欠席者が小学校では微増・中学校では微減と大きな増加はみられませんでした。小学校・中学校ともに不登校が大きく増加しています。頭痛や体調不良等の背景に不登校の要因がないのかという視点で見直しを行った結果、昨年度「病気」「その他」等で計上していた児童生徒のうち、今年度「不登校」として計上した児童生徒の増加がみられています。児童生徒一人ひとりで課題は異なるため、適切なアセスメント等を行うことで、より適切な支援に繋げることができると考えます。SC、SSW 等関係機関との連携や、支援室（自立応援室）登校や放課後登校に繋る取り組みを進めています。
- 令和元年度から県が作成した『長欠・不登校スタンダード』での不登校の*状態評価を全校に取り入れています。引き続き丁寧にアセスメントを進めることで、個別の実態の把握と支援を進めます。
- 各中学校区にスクールサポーターを配置し、主に中学校で、学校生活を送る上での様々な悩みや問題を相談する場として、また、教室復帰する一歩前のステップとして、自立応援室運営に取り組んでいます。
- SCやSSWが全校配置となっているため、関係機関等（福祉部局・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・児童相談所等）と積極的に連携して今後も対応を進めています。
- 教育支援センター「白梅塾」「城北塾」と学校が連携し、教育相談機能を充実させ、学校復帰支援や社会的自立に向けた支援、保護者の不安解消に努めます。また、ICTを活用し、eライブラリでの学習やオンラインでの授業配信も引き続き各校で取り組んでいきます。

*状態評価とは、長期欠席・不登校の状態を7段階に分けて評価し、対応を検討する。

- 状態0・・・ほぼ平常に登校している
- 状態1・・・遅刻・欠席がしばしばある
- 状態2・・・保健室・別室登校が半分以上ある
- 状態3・・・学校以外の施設へ定期的に参加ができている
- 状態4・・・比較的気軽に外出できる
- 状態5・・・家庭内では安定しているが外出は難しい
- 状態6・・・部屋に閉じこもり家族ともほとんど顔を合わせない

5 おわりに

真庭市における「いじめ」、「暴力行為」、「長期欠席・不登校」についての概要をお知らせしました。

真庭市では、小学校・中学校ともに令和5年度も引き続き全体としては落ち着いた状態で教育活動を行っています。

いじめは、当該児童生徒・保護者にとって個々の事案がすべて重大な事態であると考え、誠実かつ丁寧な対応を引き続き進めてきました。いじめ防止対策推進法に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、未然防止、早期対応を継続していき、今後も児童生徒・保護者に寄り添った丁寧な対応に努めていきます。

また、長期欠席者については、『長欠・不登校スタンダード』をもとに、状態をしっかりと見極めながら丁寧に家庭訪問等を実施し、個々の対応を継続しています。今後も学校は組織での対応に努め、SC・SSWとの連携を図り、他の機関とも協働した支援体制を構築することで、個々の課題と状態を見極めながら丁寧な個別対応に努めていくとともに、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」等を踏まえ、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、「チーム学校」での支援、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進していきます。

真庭市の未来を担う児童生徒の確かな成長は、学校関係者だけでなく市民全体の願いです。

今後とも、家庭や地域の皆さまとみなで成長を見守っていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。